

給食施設従事者研修会

- 1 特定給食施設について
- 2 栄養管理報告書 集計結果報告
- 3 かごしま市民すこやかプラン
- 4 食生活改善普及運動

1. 特定給食施設について

指定施設・特定給食施設・その他の給食施設とは

本市では、健康増進法・健康増進法施行細則及び鹿児島市健康増進法施行細則に基づき、提供する食数によって以下のように区分しています。

指定施設

管理栄養士を置かなければならない施設として、鹿児島市が指定を行った施設

特定給食施設

特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なもので、1回100食以上又は1日250食以上の食事を提供する施設（健康増進法第20条第1項、健康増進法施行規則第5条）

給食の提供が週3日以上であり、かつそれが継続して1か月以上実施されている施設

その他の給食施設

特定かつ多数の者に継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を提供する施設であって、特定給食施設以外の施設（鹿児島市では鹿児島市健康増進法施行細則を定め、その他の給食施設についても特定給食施設に準じて取り扱うこととしています。）

特定給食施設における管理栄養士 栄養士の配置基準

健康増進法では、管理栄養士・栄養士の配置について以下のとおり定められています。

(健康増進法第21条、健康増進法施行細則第7条・8条)

健康増進法による配置の基準等

管理栄養士を置かなければ ならない施設	(1)医学的な管理を必要とする施設及び給食数 が1回300食以上又は1日750食以上の施設	(2)(1)以外の施設で特別な栄養管理を必要と する施設及び給食数が1回500食以上又は 1日1500食以上の施設
管理栄養士を置くように努 めなければならない施設	(3)(1)・(2)以外の特定給食施設及び給食数が1回300食以上又は1日750食以上の施設	
管理栄養士又は栄養士を置 くように努めなければなら ない施設	(4)(1)～(3)以外の特定給食施設(給食数が1回100食以上又は1日250食以上の施設)	

特定給食施設(その他の給食施設)の 届出・報告義務

届出

特定給食施設の設置者(その他の給食施設も準ずる)は、下記のような場合、**1か月以内**に下記様式を鹿児島市長へ提出しなければなりません。

(健康増進法第20条第1項・第2項、健康増進法施行細則第6条、鹿児島市健康増進法施行細則第3条第1項・第2項・第3項)

- 特定給食施設等を設置したとき→**特定給食施設設置届**
- 特定給食施設設置届の届出事項に変更が生じたとき→**特定給食施設届出事項変更届**
- 特定給食施設等を休止または廃止したとき→**特定給食施設事業休止（廃止）届**
- 特定給食施設等の事業を再開したとき→**特定給食施設事業再開届**

特定給食施設届出事項変更届の記入の仕方

様式第1 (第3条関係)

特定給食施設設置届 記入例

特定給食施設設置届

① 〇 年 〇 月 〇 日

鹿児島市長 殿

② 設置者 住 所 鹿児島市〇〇-〇〇
氏 名 〇〇法人〇〇
理事長 鹿児島 太郎

法人にあつては、特定給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

次のとおり特定給食施設を設置したので、健康増進法第20条第1項の規定により届け出ます。

③ 特定給食施設の名称	〇〇法人〇〇 特別養護老人ホーム〇〇〇				
④ 特定給食施設の所在地	〒89*-**** 鹿児島市山下町〇丁目〇番〇号				
⑤ 給食開始(予定)年月日	〇年	〇月	〇日		
⑥ 特定給食施設の種別	1 学校 2 病院 3 介護老人保健施設 4 介護医療院 ⑤ 老人福祉施設 6 児童福祉施設 7 社会福祉施設 8 矯正施設 9 寄宿舍 10 事業所 11 その他()				
給食の運営方式	1 直営 ② 委託				
⑦ 給食の委託先	名 称 〇〇〇〇 所 在 地 鹿児島市〇〇町〇丁目〇番〇号 代 表 者 氏 名 〇〇〇 〇〇〇				
⑧ 1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数	朝 食	昼 食	夕 食	そ の 他	計
	150	150	150		450
⑨ 給食従事者数	区 分	設 置 者 (委 託 者) 側	受 託 者 側		
	管 理 栄 養 士	2人	人		
	栄 養 士	2人	人		
	調 理 師	8人	人		
	その他の従事者	3人	3人		

注 特定給食施設の種類の欄及び給食の運営方式の欄は該当する番号を○で囲むこと。

⑩ 保健所記入欄

	特定給食施設	その他の給食施設
--	--------	----------

様式第2 (第3条関係)

特定給食施設届出事項変更届 記入例

特定給食施設届出事項変更届

① 令和 〇 年 〇 月 〇 日

鹿児島市長 殿

② 設置者 住 所 鹿児島市〇〇-〇〇
氏 名 〇〇法人〇〇
理事長 鹿児島 太郎

法人にあつては、特定給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

次のとおり届出事項に変更を生じたので、健康増進法第20条第2項の規定により届け出ます。

③ 特定給食施設の名称	〇〇法人〇〇 特別養護老人ホーム〇〇〇				
④ 特定給食施設の所在地	〒89*-**** 鹿児島市山下町〇丁目〇番〇号				
⑤ 変 更 年 月 日	令和 〇 年 〇 月 〇 日				
⑥ 変更事項	変 更 前	〇〇法人〇〇 理事長〇〇 〇〇 管理栄養士の数：設置者側 2人、			
	変 更 後	〇〇法人〇〇 理事長△△ △△ 管理栄養士の数：設置者側 3人、			

⑦ 保健所記入欄

	特定給食施設	その他の給食施設
--	--------	----------

特定給食施設(その他の給食施設)の 届出・報告義務

報 告

特定給食施設の設置者（その他の給食施設も準ずる）は、毎年10月に実施した給食について**栄養管理報告書**を作成し、**翌月の15日までに**鹿児島市長へ提出しなければなりません。（鹿児島市健康増進法施行細則第4条）

鹿児島市ホームページよりご確認ください。

ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 給食施設 > 特定給食施設の届出及び報告

鹿児島市のホームページより
様式をダウンロードしてご使用ください



栄養管理報告書の記入の際の注意点

[illegible]

他部門との連携体制	☐ 栄養管理計画 ☐ 褥瘡 ☐ 感染症 ☐ その他 ()		
適切な食事を提供するための把握	☐ 年齢 ☐ 性別 ☐ 身長 ☐ 体重 ☐ 身体活動レベル ☐ 生化学検査値 ☐ 疾病の状況 ☐ 咀嚼・嚥下の状況 ☐ 食物アレルギーの状況 ☐ 嗜好状況 ☐ 嚥食状況 ☐ その他 ()		
栄養管理	☐ 利用者の状況に応じた栄養基準の設定 ☐ 栄養基準に基づく献立の作成 ☐ 献立に基づく調理及び食事の提供 ☐ 食事計画の評価・検証 ☐ 検証結果に基づく計画の改善		
栄養情報の提供	対象者	☐ 給食利用者 ☐ 利用者の家族 ☐ その他 ()	
	方法	☐ 施設内への掲示 ☐ リーフレット等の配布 ☐ 食卓メモの活用 ☐ その他 ()	
	内容	☐ 給与栄養量 ☐ 献立 ☐ 食品・食材情報 ☐ 食習慣 ☐ 健康と栄養 ☐ 病態と栄養 ☐ その他 ()	
衛生管理	大量調理施設衛生管理マニュアル等の活用又は準用 ☐ 有 ☐ 無 衛生管理記録 ☐ 有 ☐ 無		
検査	給食の実施 ☐ 有 (☐ 医師 ☐ 栄養士) ☐ 無		
危機管理	食中毒 感染症	マニュアルの整備 ☐ 有 ☐ 無 マニュアルの院内における共有 ☐ 有 ☐ 無 業務不可能時の対応 ☐ 有 ☐ 無	
		マニュアルの整備 ☐ 有 ☐ 無 マニュアルの院内における共有 ☐ 有 ☐ 無	
	災害	備蓄量	食糧 ☐ 有 ☐ 無 (人分) × (日分) 飲料水 ☐ 有 ☐ 無 (人分) × (日分)
記入者	所属	職名	

【留意事項】

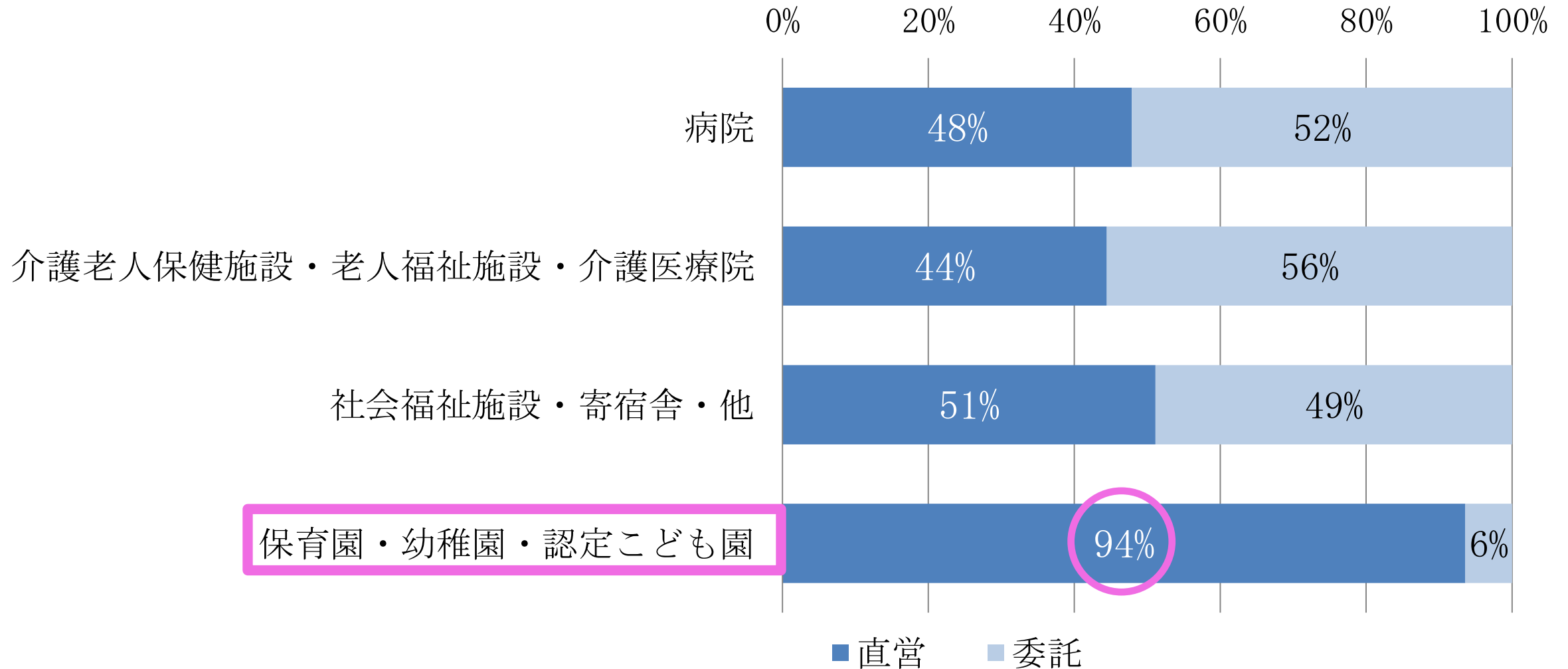
- 許可病床数について、許可を受けている数を記入すること。
- 給食併設施設について、同一厨房から給食を提供する他の施設が有る場合、その施設名を記入すること。
施設内の一部を介護医療院等として、複数施設の栄養管理を一括して行っている場合、併設施設とする。
なお、栄養管理を別に行っている場合は別様とすること。その際、従業員等、明確に区分できない場合は、主たる施設に計上し、併設施設の報告書には「(施設名)に計上」と記載すること。
- 給食の方法について、委託の場合は受託事業所の名称、所在地、電話番号を記入すること。
- 給食従事者数について、常勤は各施設で定めている常勤の所定労働時間勤務者の数を記入し、それ未満の者の数は非常勤の欄に記入すること。なお、区分については免許取得者数について計上すること。
ただし、管理栄養士又は栄養士以外の職名で採用されている者であっても、資格を有して実際に栄養指導に従事している者については、その資格の欄に計上すること。
- 1人1日当たりの食材料費について、10月分の総材料費を延べ人員で除した金額を記入すること。
なお、職員給食を実施している施設は、食材料費を明確に分け、報告に含めないこと。
- 食数について、10月分の各食ごとの1日当たりの平均食数を記入すること。なお、空欄について、その他の食事を実施する場合に食種を追加して記入すること。
- 食事時間は、提供する食事について記入すること。
- 食数群別給与量実績について、10月分の主たる食事の1日平均の給与量の実績を整数値で記入すること。
ただし、種実類、きのこ類、藻類の乾物について、小数点第1位まで記入すること。
- 給与栄養量について
(1) 目標量は、主たる食事について設定した目標量を記入すること。
(2) 実績について、主たる食事の10月分の1日平均量を記入すること。
(3) 小数点以下の取扱については、「日本食品標準成分表」に準じて記入すること。
- 栄養指導状況について
(1) 個別指導について、10月に実施した延べ人員数を算定別に記入すること。
(2) 集団指導について、10月に実施した回数と延べ人員数を算定別に記入すること。
- 危機管理について
(1) マニュアルとは給食・栄養部門が整備しているものについて記入すること。ただし、院内の危機管理マニュアルに食事提供の位置づけがある場合はそれを含む。
(2) 備蓄量について、食料や飲料水を備蓄している場合は、() 内に「何人分」「何日分」として記入すること。
- 共通事項
(1) 各項目について実施していること、または該当するものに記入(■、✓)すること。
(2) 「その他」の場合は、具体的に記入すること。

2. 栄養管理報告書の報告

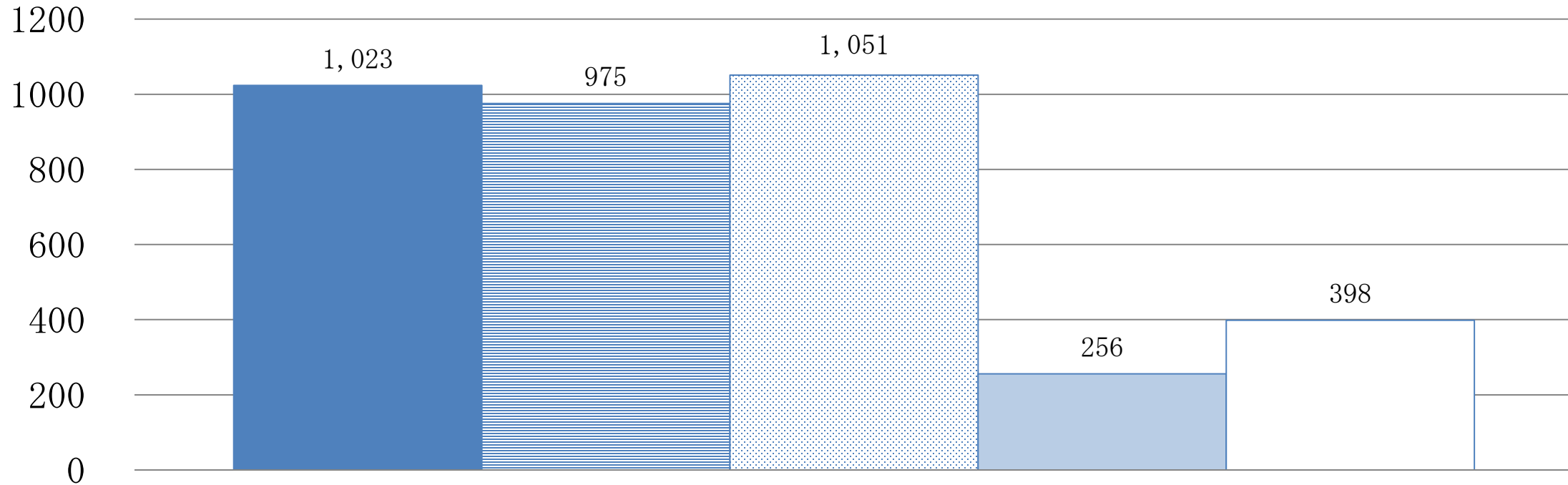
令和7年度栄養管理報告書 報告数

病院	7 1
介護老人保健施設・老人福祉施設・介護医療院	6 3（老健 1 7、老人福祉 4 4、介護医療院 2）
社会福祉施設・寄宿舍・他	4 5（児童福祉 7、障害者福祉 2 4、寄宿舍 4、他 1 0）
保園・幼稚園・認定こども園	1 8 7（保育園・認定こども園幼稚園型 1 6 7、幼稚園・認定こども園幼稚園型 2 0）
計	3 6 6

給食の運営方法（％）

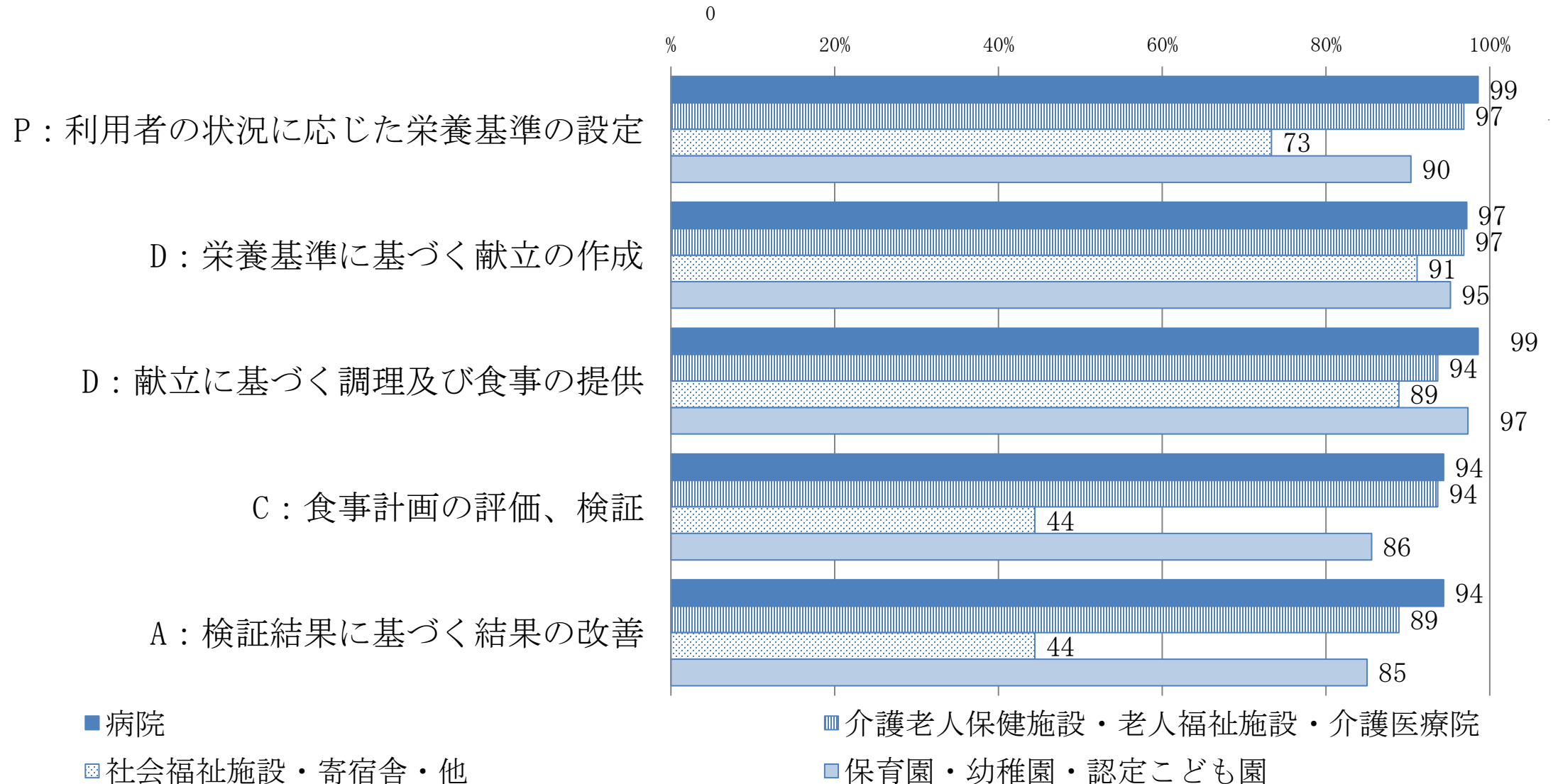


平均食材料費（円）

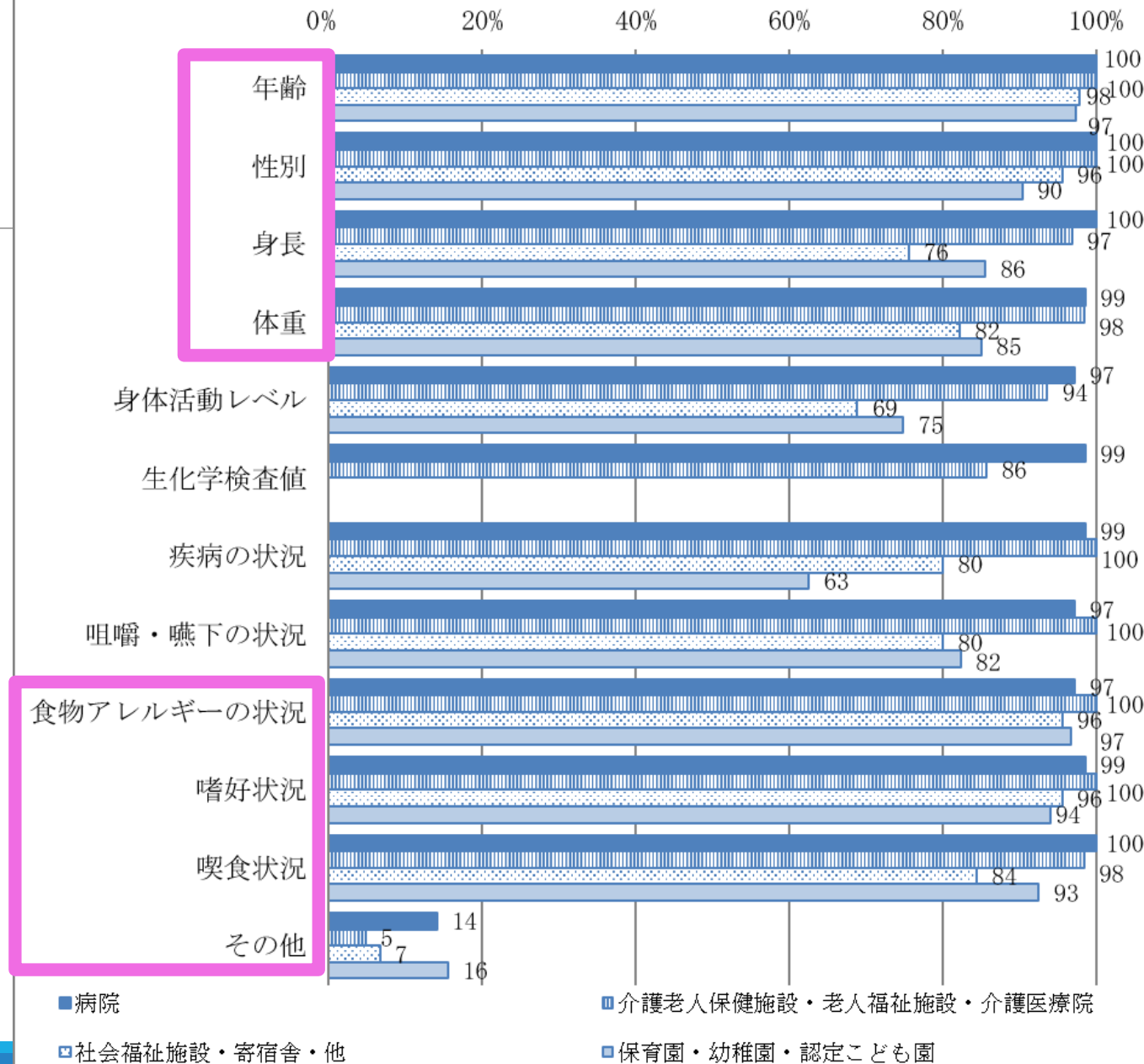


- 病院
- ▤ 介護老人保健施設・老人福祉施設・介護医療院
- ▦ 社会福祉施設、寄宿舎、他（3食提供）
- ▧ 保育園・幼稚園・認定こども園（1食提供）
- 社会福祉施設、他（1食提供）

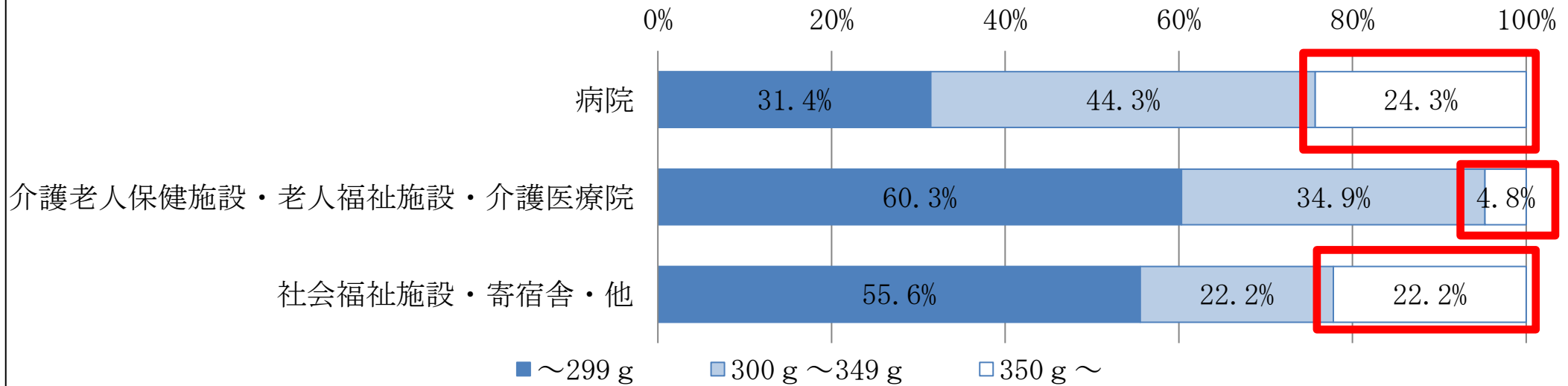
PDCAサイクルに基づく栄養管理の状況（％）



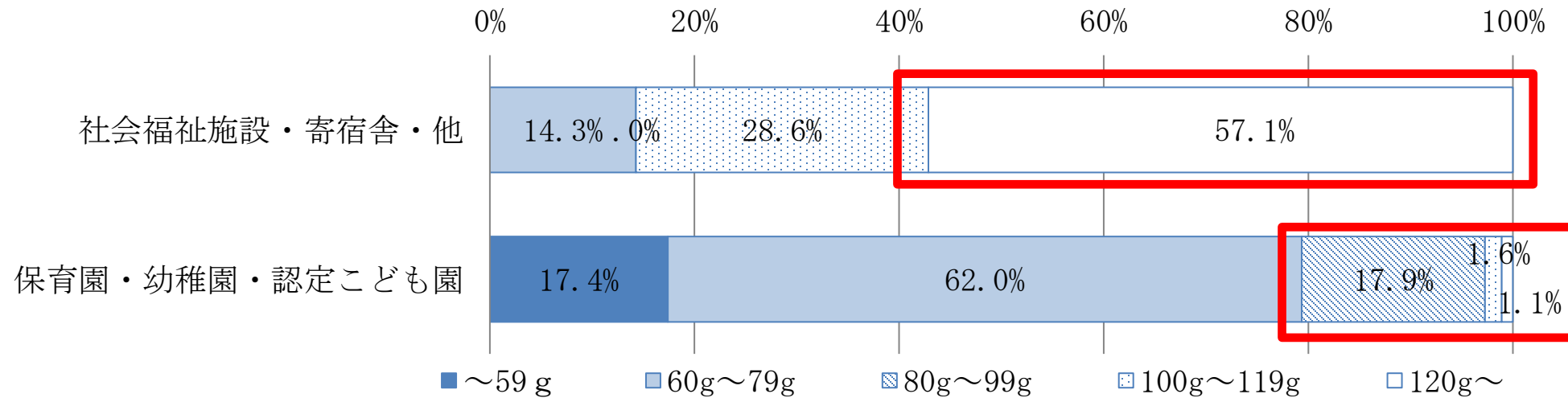
適切な食事を提供するために把握している項目 (%)



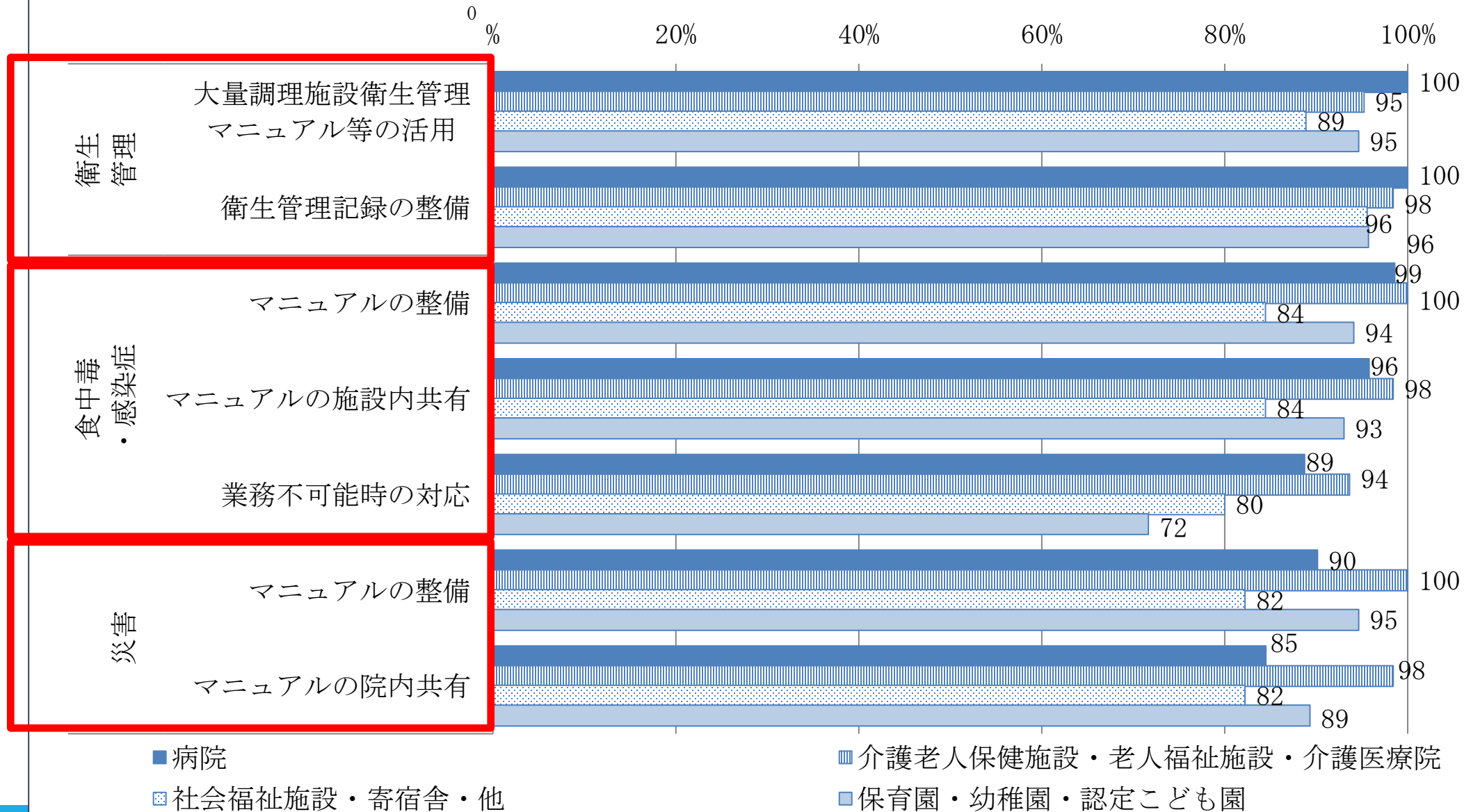
野菜給与量の状況（％）＜3食提供＞



野菜給与量の状況（％）＜1食提供＞



危機管理の状況 (%)



「給食施設の災害時対応マニュアル作成のためのガイドライン」について

特定給食施設及びその他の給食施設は、災害等発生時であっても栄養管理基準に沿った適切な栄養管理を行うため、平常時から災害等発生時に備える必要があります。給食施設がマニュアル及び体制の整備を行い、施設の災害対策の充実を図るため、「給食施設の災害時対応マニュアル作成のためのガイドライン」を作成しました。

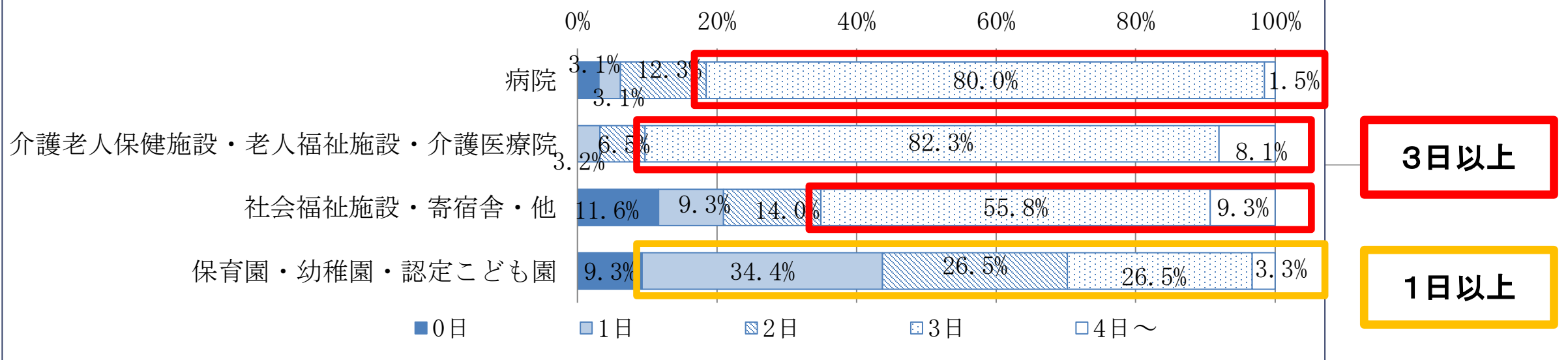
給食施設の災害時対応マニュアル
作成のためのガイドライン

鹿児島市保健所
令和2年12月
令和8年7月改訂

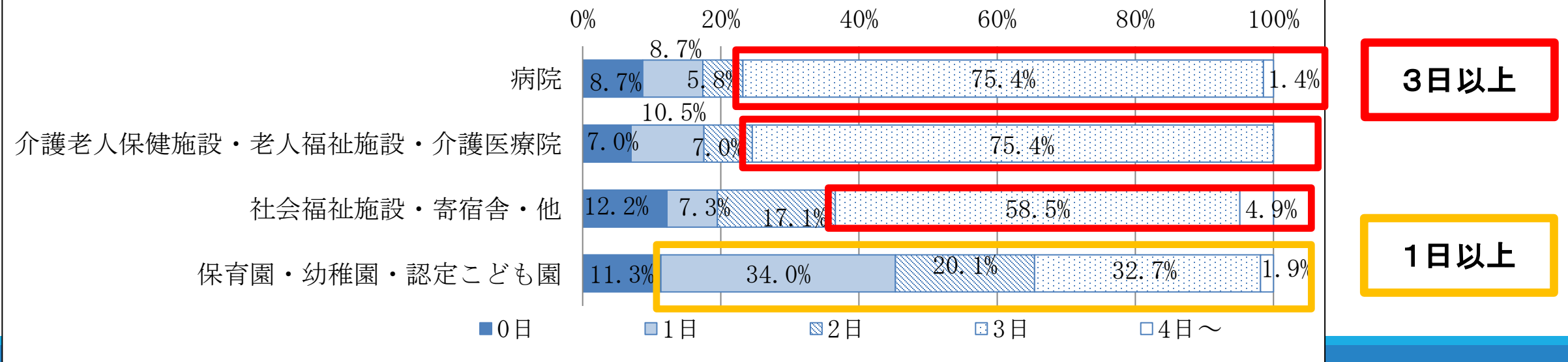
鹿児島市のホームページより
様式をダウンロードできますので、
施設での災害時マニュアル作成の
際にご活用ください。



備蓄状況（％）＜食糧＞



備蓄状況（％）＜水＞



3. かごしま市民すこやかプラン



第三次鹿児島市健康増進計画かごしま市民すこやかプラン

(栄養・食生活分野目標)

1日3食バランスのとれた食事をして、適正体重を維持します。

・適正な体重を維持している人の割合の増加

20～69歳男性の肥満者の割合の減少

現状(R4) 最終目標(R16)

33.6%

30%未満

40～69歳女性の肥満者の割合の減少

18.3%

15%未満

20～39歳女性のやせの人の割合の減少

17.1%

15%

・児童・生徒の肥満傾向児の割合の減少

小学生

11.7%

減少

中学生・高校生

6.2%

減少

次世代の健康

・低栄養傾向の高齢者(65歳以上)の割合の減少

65歳以上男性

12.9%

10%未満

65歳以上女性

25.7%

22%未満

高齢者の健康

第三次鹿児島市健康増進計画かごしま市民すこやかプラン

(栄養・食生活分野目標)

1日3食バランスのとれた食事をして、適正体重を維持します。

・1回の食事で主食・主菜・副菜をすべてとるようにしている人の割合の増加

	現状(R4)	最終目標(R16)
中学生・高校生	40.4%	50%
20～59歳	20.2%	45%
60歳以上	36.8%	50%

・減塩に気をつけている人の割合の増加

20～59歳	24.7%	50%
60歳以上	55.3%	65%

・野菜を毎食食べている人の割合の増加

20～59歳	8.8%	20%
60歳以上	17.8%	30%

・果物を毎日食べている人の割合の増加

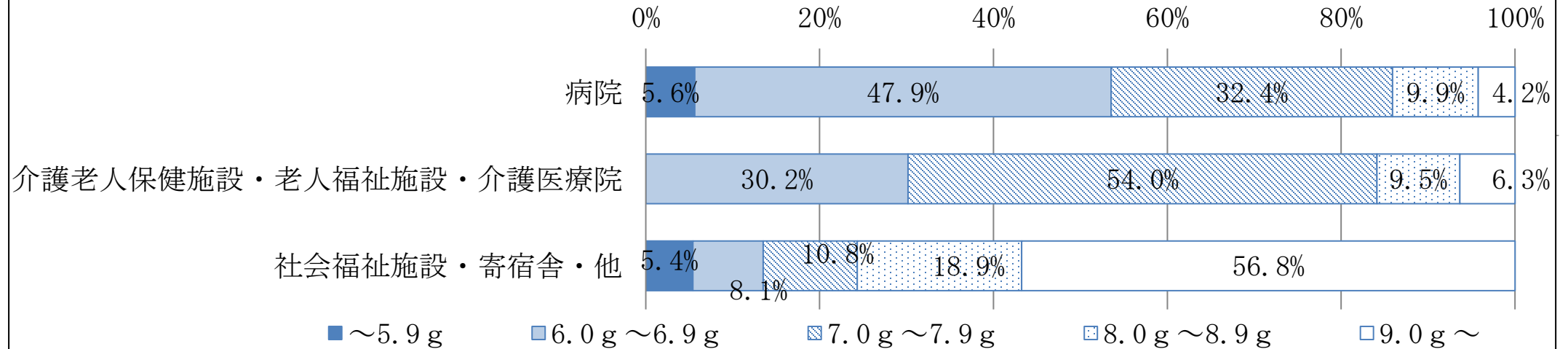
20～59歳	現状値なし	30%
60歳以上	現状値なし	40%

成人1人当たりの1日の平均食塩
相当量 10.7g ⇒ **7g**
(国民健康栄養調査より)

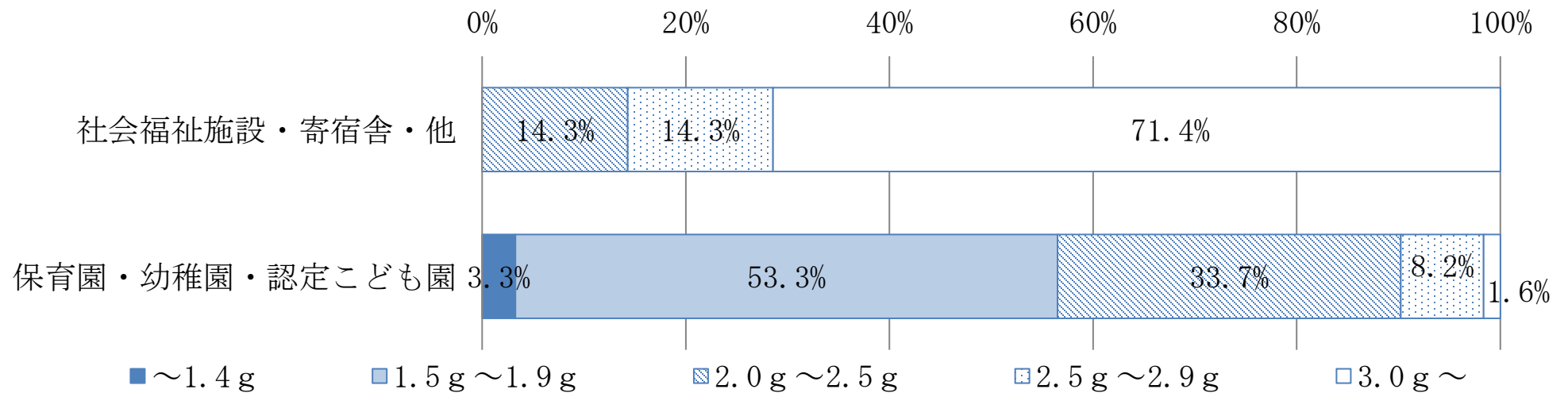
成人1人当たりの1日の平均野菜
摂取量 318.8g ⇒ **350g**
(国民健康栄養調査より)

成人1人当たりの1日の平均果物
摂取量 112.2g ⇒ **200g**
(国民健康栄養調査より)

食塩相当量給与量の状況（％）＜3食提供＞栄養管理報告書の集計結果より



食塩相当量給与量の状況（％）＜1食提供＞栄養管理報告書の集計結果より



まずは毎日、あと1皿ずつ野菜と果物を プラスしてみましょう

野菜

野菜の摂取量は年々減少。
特に20～30代で
少ないです。



果物

果物の摂取も低下傾向。
20～40代では半数以上が
食べていません。



毎日の食事に野菜や果物をもう1皿追加してみませんか。
ビタミンやミネラル、食物繊維をしっかりとって、健康的な食生活を目指しましょう。

9月は食生活改善普及運動、健康増進普及月間です



食生活改善普及運動



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

【協力】

農林水産省



今日の 「プラス1皿」は 野菜・果物に決定

食事に野菜・果物を
まずは1皿追加しませんか。
野菜・果物にはビタミンやミネラル、
食物繊維が豊富に含まれています。
毎日の食事に取り入れ、
適切な食生活につなげましょう。

SMART LIFE PROJECT



果物で健康生活

大人が1日に必要な果物の摂取量は200g
果物にはビタミンやミネラル、
食物繊維が豊富に含まれています。
日々の食事に果物をプラスして健康生活へ

1日の摂取目標量
200g

果物200gの目安個数



SMART LIFE PROJECT



野菜で健康生活

大人が1日に必要な野菜の摂取量は350g
日本人の約7割以上が毎日の生活に
野菜が足りていません
日々の食事に野菜をプラスして健康生活へ

1日の摂取目標量
350g

1日当たりの野菜摂取量が
350g未満の者の割合*



※令和6年国民健康・栄養調査報告より算出

SMART LIFE PROJECT



おいしく減塩
まずは
1日マイナス2g

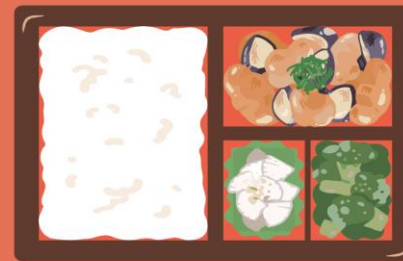
減塩で健康生活

目標は現在の摂取量から
まずは-2g。だし・柑橘類・
香辛料等を使って、
おいしく減塩。
栄養表示を見て、
かしこく減塩。

健康寿命をのびそう
SMART LIFE PROJECT

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

主食・主菜・副菜をそろえて バランスのよい食事を



SMART LIFE PROJECT

毎日のくらし



牛乳・乳製品で 健康生活

20代~30代の3人に1人が
牛乳・乳製品をとっていません。
カルシウムとたんぱく質が
バランスよく含まれる、
牛乳・乳製品をとって
あなたの未来も健康に。

健康寿命をのびそう
SMART LIFE PROJECT

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare